

○職員の居住区域について（例規通達）

平成22年3月11日群本例規第8号（務）警察本部長

改正

平成23年2月群本例規第5号（総企）  
平成24年3月群本例規第5号（総企）  
平成25年3月群本例規第6号（総企）  
平成26年3月群本例規第27号（総企）  
平成29年3月群本例規第3号（務）  
令和3年3月12日群本例規第8号（務）  
令和6年3月7日群本例規第13号（務）  
令和8年3月5日群本例規第5号（務）

群馬県警察の服務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号。以下「服務訓令」という。）第16条ただし書の規定により次のとおり職員の居住区域について定めたので、誤りのないようにされたい。

なお、管外通勤承認基準の制定等について（平成3年3月8日付け群務第154号通達）及び管外通勤承認基準の制定等についての一部改正について（平成12年3月1日付け群務第116号通達）は、廃止する。

記

1 指定職の居住区域

次の者は、指定する公舎に居住するものとする。

- (1) 刑事部長
- (2) 警備部長
- (3) 警備部危機管理対策統括官
- (4) 刑事部捜査第一課長
- (5) 警備部警備第二課長
- (6) 警察署長（以下「署長」という。）
- (7) 警備部警備第二課危機管理対策室長
- (8) 駐在制（駐在型交番を含む。）の勤務員

2 その他の者の居住区域

次表の左欄に掲げる者（前記1に掲げる者を除く。）の居住区域は、同表の右欄に掲げる区域とする。

| 対象者                    |                                                                           | 居住区域                |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官  | 副署長、刑事生活安全官、事件指導官、刑事課長等（刑事課長、刑事第一課長、刑事第二課長及び刑事生活安全課長をいう。）、警備課長及び刑事第一課課長代理 | 勤務部署から10キロメートルまでの区域 |
|                        | 上記以外の者                                                                    | 勤務部署から20キロメートルまでの区域 |
| 警察署に勤務する警部補の階級にある警備課長  |                                                                           | 勤務部署から10キロメートルまでの区域 |
| 警察署に勤務する警部補以下の階級にある警察官 |                                                                           | 勤務部署から30キロメートルまでの区域 |
| 警察行政職員及び警察本部に勤務する警察官   |                                                                           | 通勤可能な区域             |

3 所属長による居住制限

- (1) 所属長は、特に必要と認める職員については、その居住区域を別に定めることができる。
- (2) 所属長は、前記(1)の規定により、職員の居住区域を制限する場合は、居住区域制限承認申請書（別記様式第1号）により警務部警務課長を経て警務部長の承認を受けなければならない。

4 居住区域適用除外

- (1) 職員は、公舎の入居状況、育児、介護、子の教育その他の事情により、前記1から3までの

規定による居住区域以外の区域に居住する必要がある場合は、居住区域適用除外申請書（別記様式第2号。以下「申請書」という。）により所属長（服務訓令第3条に規定する所属長をいう。以下同じ。）に申請することができる。

- （2） 所属長は、前記（1）の規定による居住区域適用除外申請があった場合において、その必要があると認めたときは、これを承認するものとする。

#### 5 配意事項

所属長は、管外居住は例外的な措置であることを自覚させ、緊急時の応招に支障を来さない方策を常に講じておくよう指導すること。

- （1） 特に、夜間においてはいわゆる管内居住者に比べ遠隔地からの応招となるため、交通手段の確保が困難となることが予想されることから、帰宅後の飲酒に際しては必ず応招手段を確保しておくよう指導すること。
- （2） 招集に際しては、管外通勤者を特別扱いするようなことのないよう配意すること。
- （3） 通勤が長距離にわたることが予想されるので、特に交通事故の防止について指導すること。

#### 6 経過措置

本通達の規定は、平成22年3月の人事異動者から適用することとし、その他の者については、人事異動のあるまでの間、なお従前の例によることができる。

前 文（抄）（令和3年3月12日群本例規第8号（務））

- 1 この例規通達による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この例規通達による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

前 文（抄）（令和6年3月7日群本例規第13号（務））

令和6年3月15日から施行する。

前 文（抄）（令和8年3月5日群本例規第5号（務））

令和8年3月17日から施行する。

別記様式省略